

## 令和7年第4回

### 遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月10日（水）午前10時00分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

##### 会議録署名議員の指名について

- 日程第34 議案第21号 遠軽町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定について
- 日程第35 議案第22号 令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第36 認定第1号 令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第37 認定第2号 令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第38 認定第3号 令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第39 認定第4号 令和6年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第40 認定第5号 令和6年度遠軽町水道事業会計決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第41 認定第6号 令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定について  
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第42 発議第1号 遠軽町議会基本条例の一部改正について
- 日程第43 意見案第1号 土地強制化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第44 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第45 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知
- 

#### ◎出席議員（15名）

議長 16番 杉本信一君 15番 竹中裕志君

《令和7年9月10日》

1番	白幡 隆一君	2番	秋元 直樹君
3番	黒坂 貴行君	4番	阿部 君枝君
6番	戸松 恵子君	7番	山本 悟君
8番	佐藤 昇君	9番	佐藤 登君
10番	山谷 敬二君	11番	前島 英樹君
12番	佐藤 和徳君	13番	渡辺 清夏君
14番	今村 則康君		

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町長	佐々木 修一君	教育長	佐藤 祐治君
代表監査委員	高橋 義久君	農業委員会会長	石丸 博雄君

---

◎説明員

副町長	澤口 浩幸君	総務部長	鈴木 浩君
民生部長	堀嶋 英俊君	経済部長	内野 清一君
総務課長	松村 圭悟君	総務課周年事業担当課長	中原 誉君
総務課契約担当課長	田村 明彦君	企画課長	大西 公太君
財政課長	今井 昌幸君	保健福祉課長	渡邊 亮司君
保健福祉課参事官	大柳 京美君	住民生活課長	太田 貴幸君
子育て支援課長	二瓶 雄介君	商工観光課長	水野 徹君
建設課長	米谷 克美君	水道課長	小野寺 悟君
生田原総合支所長	今泉 郁夫君	丸瀬布総合支所長	大川 寿雄君
白滝総合支所長	長原 裕一君	白滝総合支所参事官	吉岡 秀利君
会計管理者	奥山 隆男君	教育部長	古賀 伸次君
総務課長	堂前 政好君	監査委員事務局長	成中 克也君
選挙管理委員会事務局長	松村 圭悟君	農業委員会事務局長	石川 正徳君

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	岩井 誠志君	事務局参事官	成中 克也君
事務局主任	堂前 あすか君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、竹中議員、黒坂議員を指名します。

---

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

◎日程第34 議案第21号及び日程第35 議案第22号

○議長（杉本信一君） 日程第34 議案第21号遠軽町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定について、日程第35 議案第22号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順に提出者の説明を求めます。

松村総務課長。

○総務課長（松村圭悟君） 議案第21号遠軽町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定について御説明いたします。

本案は、職員の自死事案に係る弁護士による原因調査の結果、自死の業務起因性及び町の安全配慮義務違反が認められるとされたことに伴い、町の責任を重く受け止め、町長、副町長及び教育長の給料を減額するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例であります。

第1条は、町長の給料の減額であります。令和7年10月1日から同年12月31日までの間における町長の給料月額は、遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

第2条は、副町長の給料の減額でありますと、令和7年10月1日から同年12月31日までの間における副町長の給料月額は、遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例第3条第1項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

第3条は、教育長の給料の減額でありますと、令和7年10月1日から同年12月31日までの間における教育長の給料月額は、遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

附則としまして、第1項は施行期日でありますと、この条例は公布の日から施行するものであります。

附則第2項は条例の失効規定でありますと、この条例は令和7年12月31日限りその効力を失うものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第22号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を238億1,377万9,000円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に259万2,000円を追加し、総額を2億3,678万9,000円とするものです。これにより、歳入合計238億1,118万7,000円に259万2,000円を追加し、総額を238億1,377万9,000円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に259万2,000円を追加し、総額を86億9,737万8,000円とするものです。これにより、歳出合計238億1,118万7,000円に259万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の238億1,377万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費84万4,000円の減額に

つきましては、職員の自死事案に係る弁護士による原因調査の結果、自死の業務起因性及び町の安全配慮義務違反が認められるとされた責任を重く受け止め、町長の給料を20%、副町長及び教育長の給料を10%、令和7年10月から12月まで減額するものです。

一般職人件費343万6,000円につきましては、職員の自死事案に係る弁護士による原因調査の結果、時間外勤務命令以外の時間外及び休日勤務が確認されたため、当該職員に係る令和3年11月分から令和6年11月分までの時間外及び休日勤務手当を支給するため追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。6ページをお開き願います。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金259万2,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第21号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より、各款ごとに行います。

2款総務費、8ページ、9ページ。

8番佐藤議員。

○8番（佐藤昇君） 今回出された補正の関係で、二度とこのような事案の悲しい出来事が起きないようにという願いを込めて質問をいたします。

2019年の4月に改正をされた長時間労働の是正のための条例の一部改正のときの質疑は、3名の議員が質疑をしているわけでありますけれども、その議事録を見てみたのですけれども、その中でも特に命令簿に出てこない時間外労働、いわゆる一般的にサービス残業といわれる部分です。今回の事案に関連して、そこら辺のところのサービス残業の実態をどの程度つかんでおられたのか、そこら辺のところについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木浩君） ただいまの御質問でございますけれども、時間外勤務命令外の労働時間の実態の把握ということでございますけれども、時間外勤務命令は原則として命令を受けて行うものでございます。まずはそれを遵守してもらう必要はあるものということでございますけれども、何らかの事情によりまして命令を受けられなかった、そういうった時間外について、その実態がどうなのかということでありますけれども、その実態把握

に対しましては、庁舎の出入記録簿などを確認していたというところでありましたけれども、結果として十分ではなかったかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤昇君） 時間外労働は本来命令されてやるべきものというのは、私もそういう職場にいましたから分かります。当然命令簿に判こを押して、そして勤務時間管理に判こを押して、例えば2時間なら2時間超勤してくださいというふうに命令をして、分かりましたということで2時間、本人の判こを押すという形式になっているのです。

それで本来であれば、これは見解に違いがあるかもしれませんけれども、命令をしていないのに時間外労働をやる、そういうことは勤務時間管理員として、あなたは2時間しか命令していないのにそれ以上いてはいけませんと、仕事してはいけませんというふうに本来的には言わざるを得ないというふうに私は思うのですけれども、そのところは置いておいたにしても、いずれにしても今の総務部長の答弁では、必ずしも詳細にわたってその実態をつかめていなかつたということなのだろうなというふうに思います。

それで、昨日おとといの議員協議会の中でも、それぞれメンタルヘルスの充実であるとか、あるいは、当然でありますけれども二度とこのようなことが起こらないように取り組みますというふうに総務課長からはお話がありました。当然二度とこのような事案が起きないように庁舎全体として取り組んでいくべきだというふうに私は当然思いますけれども、いずれにしても今回その教育委員会の部分ですけれども、私が心配するのは、そうしたサービス残業で夜遅くまで、あるいは未明にわたって仕事をしているというような実態がないのかどうか、そこら辺のところは非常に危惧しています。

したがって、全調査的に実態をきちんと調査して、そうしたことが起きないように是正していくという取組が今求められているのではないかというふうに思いますけれども、そこについてはどうお考えでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木浩君） 時間外勤務の実態を適正に把握できていなかつたというところ、不十分だったというところがまさに安全配慮義務違反が認められるといわれる理由の一つなのかなというふうに思っておりますけれども、やはり長時間労働の是正のためには、前提として職員の勤務時間を適切に把握することが重要だというふうに考えております。そのため、客観的に勤務時間を把握できるシステムを構築していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、その点をまずは取り組んでいきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） そのほかにありませんか。

戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 今の時間外勤務の関連でなのですけれども、今後二度とこのよう

なことが起きないためにということも含めてなのですけれども、一般的に職場で働いていると、一人の人にあまりにも荷重が行ってしまうとその方にすごく負担が大きくなってしまうというようなことがあり、その体制づくりの改善。

もう一つは、困ったときに、もう私は大変だ、ＳＯＳというようなときに出せるような体制づくりについて、今後考えていることを教えていただきたいと思います。

○議長（杉本信一君）　澤口副町長。

○副町長（澤口浩幸君）　ただいまの御質問でございますけれども、先ほどメンタルヘルスというような形でお話もございましたので、そちらから私から答弁させていただきますけれども、やはり職員の、もちろん業務も含めてですけれども、業務ばかりではなくてほかの部分も含めて、心の健康管理ということで、気づける体制といいますか、そういうような仕組みを今後検討していかなければいけないと、それは当然今までやらなければいけないことではあったのですけれども、今回こののような形で気づくことが困難だったというような形もございましたので、今後そういうような仕組みをつくって、働きやすい、あるいは働きがいのある職場環境というものを構築していきたいというふうにも考えております。

その中で具体的には、メンタルヘルスに関する相談窓口を具体的に設けていくと。また、それを相談できるような連絡先等を周知していくと。そのようなことで庁舎内の職員の健康管理に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉本信一君）　戸松議員。

○6番（戸松恵子君）　過重負担の改善についてはどうでしょうか。

○議長（杉本信一君）　澤口副町長。

○副町長（澤口浩幸君）　過重負担というのは業務に関することで考えていくことということで答弁させていただきますけれども、これが過重負担になっているか、それから先ほどの繰り返しになりますけれども、業務のみでそのような形になっているかということも含めて、町ではストレスチェックをやってございますので、これをやはり有機的に活用しながら、面談等も含めて、あるいは先ほどの相談窓口の周知も含めて、調査研究していくというような形で御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（杉本信一君）　そのほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　質疑なしと認めます。

次に、2、歳入に入ります。

20款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　質疑なしと認めます。

これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第21号遠軽町長、副町長及び教育長の給料の減額に関する特例条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第22号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第36 認定第1号から日程第41 認定第6号

○議長（杉本信一君） 日程第36 認定第1号令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第37 認定第2号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第38 認定第3号令和6年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第39 認定第4号令和6年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第40 認定第5号令和6年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第41 認定第6号令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題とします。

付託しました決算審査特別委員会から、審査報告書が提出されております。

決算認定6件について、委員長の報告を求めます。

佐藤決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（佐藤昇君） 一登壇一

令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定、各特別会計歳入歳出決算認定及び各事業会計決算認定について、審査の結果を報告します。

令和7年第4回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの6件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月4日に設置し、議会会期中の9月5日から9日までの間、3日間にわたり決算審査を実施したところです。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第です。

令和6年度各会計決算認定6件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり意見を付して認定することに決定いたしました。意見につきましては、当委員会でまとめましたので、別紙を読み上げて報告します。

別紙をお開きください。

認定第1号令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について報告します。

1、町税について。

町税については、収入未済額が1億1,225万5,000円で、前年度の収入未済額1億5,811万9,000円と比較して4,586万4,000円の29.0%減となっている。また、収納率は95.1%で、前年度に比較して2.0ポイントの増となっている。町のこれまでの取組により、収納率が向上しており、収入未済額が大幅に改善してきている。引き続き、税負担の公正・公平を期する観点から、滞納繰越額の解消に努め、より一層収納率の向上に努めるべきである。

2、町営住宅管理事業について。

町営住宅使用料の収入未済額2,490万円は、前年度と比較して15万円減少しているが、限られた受益者の負担であることから、引き続き早期回収に努めるべきである。

次に、認定第2号令和6年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

3、国民健康保険税について。

令和6年度から納付しやすいうように納期が細分化されたが、令和6年度の収入未済額は5,622万5,000円と、前年度と比較して180万9,000円の3.3%増となっている。状況を見極め、将来にわたって安定した財源を確保するためにも、収入未済額が増加した原因をしっかりと分析し、収納率向上につながるように努めるべきである。

次に、認定第6号令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定について。

4、下水道事業会計について。

下水道使用料の収入未済額1,218万9,945円は、前年度と比較して17万1,466円増加している。使用者負担の公平性の観点から、引き続き回収に努めるべきである。

以上で、令和6年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 委員長への質疑は行わないことになっております。

これより、一括上程しました決算認定6件を採決いたします。

採決は、認定第1号令和6年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号令和6年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定6件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、認定あります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第42 発議第1号

○議長（杉本信一君） 日程第42 発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○2番（秋元直樹君） 一登壇一

発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正について説明いたします。

提案理由は、遠軽町議会基本条例第25条の規定により、議会運営委員会での検証の結果に基づき、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第112条及び遠軽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町議会基本条例の一部を改正する条例でありまして、同条例の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

目次については、新たに第6章として自由討議の拡大を規定するため、所要の整理を行うものです。

第4条第3項は、ホームページのほか、LINEなどのソーシャルメディアを利用して議会の情報を提供するため、所要の整理を行うものです。

第7条第7項は、議会報告会などを年1回以上開催するため、所要の整理を行うものです。

第8条第5項は、議員が法定以外の執行機関の諮問機関や審議会の委員に就任しない旨を規定するものです。

次に、議員相互間の自由討議で議論を深め、合意形成に努めるよう規定するため、第11条の次に第6章自由討議の拡大と第12条議員間の自由討議を追加し、この追加に合わせて以降の章及び条をそれぞれ繰り下げるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

今村議員。

○14番（今村則康君） それでは、遠軽町議会基本条例第4章第7条7項中、議会報告会等について、案件は、「町民に対し説明責任を果たす議会報告会を必要に応じて」を「議会報告会等を年1回以上」に一部改正とのことでございますが、この1か所のみ少し

疑問を感じておりますので、質疑をいたします。

理由については、社会情勢の厳しい時期、コロナウイルス感染時期を除けば、議会報告会は確実に実施しております。あえて縛りを強くする必要はなく、議会主導の柔軟性を保持すべきだと考えております。この件につきましては、平成25年7月に施行してから3年間の検証結果を踏まえまして、平成28年9月に全会一致で可決した事項でございます。以降、請願書等もあり、月日を重ねて議会運営委員会及び議員協議会の中で検討してきましたが、結論が出ない現状でございました。

そこで、提案理由にもあります検証結果に基づき所要の規定を整備するということでございますが、見直し手続をした発議の根本的な理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 秋元議員。

○2番（秋元直樹君） ただいまの今村議員の質問にお答えさせていただきます。

「発委」ではなく「発議」でありますので、議会運営委員会の委員長としての考えではなくて、一議員としての考え方をお示しさせていただきます。

なぜ、「必要に応じて」という文言を「年1回」に改めたかについてであります、現在議会では各議員の合意の下、必要に応じて開催を行ってきているわけではなく、年1回開催を行ってきているところであります。

過去、先ほど今村議員からの質疑の説明にもございましたが、必要に応じてという文言のとおり開催を行わずに来た時期もありました。これはコロナウイルス前の2年程度も行っていない時期も事実あったところであります。私は、現在開催しているのであれば、しっかりと条例に記載して実施をしていくべきだと考えているところです。

また、議会報告会並びにカフェぎかいなどは、住民と同じ目線で意見を交わす、議会にとって重要な機会であります。最低でも議員の責務として年1回はそのような場を設けていく必要性があると考えていることから、今回条例に明記し、改選後の議会にバトンを渡したいと思い、今回賛成議員と共に発議として提案させていただいたところです。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） では、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 山谷議員。

○10番（山谷敬二君） ただいまの議案、発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてに対する修正議案を提出したいと思いますので、よろしくお願いします。

（「賛成します」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 山谷議員から動議が出ましたが、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しました。  
暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

---

午前10時33分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。  
山谷議員ほか2名から、修正動議が提出されました。  
したがって、本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。  
山谷議員。

○10番（山谷敬二君） 一登壇一

発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてに対する修正動議。  
上記の動議を、地方自治法第115条の3及び遠軽町議会会議規則第17条の規定により、修正案を添えて提出するものです。

発議者は山谷敬二、今村則康、山本悟の3名です。  
先ほど同僚議員より、発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正議案が提出されました  
が、同改正条例の一部を修正するものです。

参考資料、修正案対照表により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。  
第7条第7項の改正規定中、「議会報告会等を年1回以上」を「議会報告会等を」に改めます。

以上で、説明を終わります。  
○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

前島議員。  
○11番（前島英樹君） この動議の理由といいますか、年1回以上を外すべきだというお考え、先ほどの今村議員の質疑にありましたように、遠軽町議会として縛るよりも、議会として柔軟性というものをやはり持つべきだというような質疑がございましたが、理由としては同じような意味として捉えてよろしいのかどうかお聞きいたします。

○議長（杉本信一君） 山谷議員。

○10番（山谷敬二君） 全くそのとおりです。併せて、この7項の前段には、「議会は、町民が議会活動に参加し、」とあります。これが重要なところであります。議会との連携を高める方策としてできた項目ですので、その回数どうのこうのではなくて中身であると、全くそのように捉えております。

○議長（杉本信一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） これをもって、質疑を終わります。  
これより、討論を行います。

討論の順番は、最初に原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順で行います。

最初に、原案賛成者の発言を許します。

前島議員。

### ○11番（前島英樹君）－登壇－

原案に対する賛成の立場で、発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてに対する修正動議の反対の立場で、一人討論をさせていただきます。

今回、修正動議で上げられました「議会報告会等を年1回以上開催」というものの「年1回以上」の文言の削除を求める動議ですが、1年ほど前に議会基本条例の改正を求める請願が出されましたときに、私はこの場で反対の討論をさせていただきました。そのときの理由といたしましては、条例に関わらず、1年前に、前年議会報告会を開催し、今年度も開催予定であるという実績というものをぜひ評価していただきたいというお願ひさせていただいたところでございます。

そして、本年、四、五年ほどのコロナ禍を挟み、議会報告会を開催しなかった時期はありますが、今年で3回連続して議会報告会を開いてございます。こうした実績をやはりしっかりと議会基本条例に明記をしていくことが、遠軽町議会として開かれた議会を目指している姿勢につながるのではないかということで、今回の改正に賛成したところでございます。

また、平成25年にこの議会基本条例が制定されたわけなのですが、その当時の開かれた議会を目指すというある意味崇高な理想の下、当時の議員が一生懸命つくり上げた議会基本条例というものも、現役の議員として尊重していきたいという気持ちもございます。

私が議会議員になって、事務局からこの議会基本条例の冊子を渡されました。目を通しておいてほしいということで、はっきりいってぱらぱらと見ました。そのときの感想は、当たり前のことが書いてあるなということで大した熟読はしなかったのですが、その改正を求める請願が出されたときに、初めて私が議員になる前の平成28年に改正がされたということを気づかされまして、改めて条文を見ました。やはりその年1回以上開催というのは非常に重い文言でございます。それと同時に、その議会基本条例の中心をなす文言であるというふうに理解しました。本当に年1回以上開催のあるなしで非常に受け止め方も違ってくるというふうに感じたところでございます。

この年1回以上の開催は、こうした議会の縛りをつけるよりも、やはり議会としての柔軟性を持たせるべきだというお考え、私も非常に賛同するところもございます。お気持ちもよく分かります。過去に行われた議会報告会、そして今年度含め3年連続で議会報告会を開催しましたけれども、正直なところ、この議会報告会に何の意味があるのだろうかということを私自身非常に疑問に思っているところもございます。

7月に行われました議会報告会において、参加者から非常に厳しい叱責を頂きました。議会報告会終了後、その方とお話をさせていただいたのですが、私は公人として議会議員

が叱責を受けるのはやはり当然だろうと。ただ、議員も人間ですと。やはりあれだけ言われますとへこむのですというお話をさせていただきました。そうした意味では非常に議員としても、議会報告会は本当に大変な場面ではありますけれども、年1回以上という文言をあえてつけることによって、議員としてしっかりと住民に対し説明責任を果たす、その職責というものを町に対し宣言していきたいというふうに考えてございます。

この条例が改正した暁には、さらにこれからバージョンアップの改正をいたしまして、第7条第7項の「議会報告会等を年1回以上開催する」その後に「なお、議会は議員のメンタルヘルスチェックに努めるべきである」、それくらいの文言を入れるようにさらにバージョンアップに向けて改正をしていただきたいと強く願いまして、反対の討論とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本信一君） 次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） それでは次に、原案賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、修正案反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） では、これをもって討論を終わります。

これより、発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてを採決いたします。

まず、本案に対する山谷議員ほか2名から提出された修正案について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本信一君） 起立6名。

本案に対する賛成は、起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号遠軽町議会基本条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本信一君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第43 意見案第1号

《令和7年9月10日》

○議長（杉本信一君）　日程第43　意見案第1号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

前島議員。

○11番（前島英樹君）　－登壇－

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と、豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しております、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要です。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など、国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3、人流・物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や、耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の

延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年9月10日、北海道遠軽町議会。

意見の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

---

#### ◎日程第44 常任委員会所管事務調査報告

○議長（杉本信一君） 日程第44 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君） 一登壇一

令和6年第6回遠軽町議会定例会において承認を得ました総務・文教常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告します。

次のページをお開き願います。

総務・文教常任委員会の所管事務調査の報告に当たっては、主な内容について読み上げて報告とします。

第1項の条例に関する事項について。

《令和7年9月10日》

条例及び規則等は、地方自治の実現の手段として果たすべき役割が高まる中、従来の法制執務（法規審査）に政策的な条例づくりの傾向を反映させること。さらに、実務を基本とする自治立法の具現化を目指して内容を精査し、計画的に見直しを行うことで、自治体法務の充実・強化を図るべきです。

第2項の財産管理に関する事項として、（1）公共施設の適正管理について。

公共施設等の適正管理に当たっては、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等により検討を行うとともに、遠軽町公共施設の見直し方針に基づき、公共施設の見直しに取り組んでいくべきです。

（2）未利用財産等の管理について、（3）未処理用地（未登記公衆道路等）の整理についての2項目は、御一読いただきたいというふうに存じます。

第3項の行財政に関する事項として、財政健全化について。

財政運営については、持続可能な自治体運営の確立を目指し、行財政改革を計画的に進め、運営していくべきです。

第4項の事務執行に関する事項として、（1）組織機構等について。

次のページに移行をお願いします。

組織機構（職員配置を含む）については、本所・総合支所の在り方、地域の実情も踏まえた効率的な組織機構等の充実を図るべきです。

（2）人材の育成について。

多様化する事務事業について、適切に対応できる資質と能力を備えるためには、政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められていることから、さらなるスキルアップを図るため、職員の役職、性別、年齢等に関係なく、広く研修機会を設けて、人材の育成に努めるべきです。

第5項の町税等に関する事項として、町税等の収入未済額について。

町民負担の公平性を維持するため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要です。町行財政の運営、住民サービス提供のため、滞納処分を強化し、さらに収納率の向上を図るべきです。

第6項の学校教育に関する事項として、（1）教育施設の整備・充実及び適正配置等について。

遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の整備・充実を進めるとともに、児童・生徒数の推計による学校の適正規模・配置等について、保護者や地域住民等と検討を早急に進めるべきです。

（2）給食食材の調達等について。

子どもたちの健康、食に関する意識の向上は不可欠であり、さらに食の安全・安心については特段の配慮が必要であることから、地域振興の一環として地産地消を推進し、食育に努めるべきです。

第7項の社会教育及び社会体育に関する事項として、（1）生涯学習について。

遠軽町社会教育施設長寿命化計画及び遠軽町公共施設の見直し方針に基づき、社会教育施設の整備を進めるとともに、社会教育事業の充実に努めるべきです。

(2) 図書館・図書室事業については、御一読いただきたいというふうに思います。

次のページに移行お願ひいたします。

(3) 体育施設の整備について。

町民ニーズや各種大会・合宿誘致の観点からも、遠軽町社会教育施設長寿命化計画及び遠軽町公共施設の見直し方針に基づき、体育施設等の整備・充実を図るべきです。

第8項その他に関する事項として、(1) 総合計画の推進について。

遠軽町の将来の発展を展望した総合計画の推進に当たっては、同計画に基づき着実に推進すべきです。

(2) 陸上自衛隊遠軽駐屯地等の部隊増強・存続について。

自衛隊存置の地域に及ぼす影響等を十分配慮し、第25普通科連隊及び遠軽駐屯地について、引き続き関係諸団体と連携し、遠軽駐屯地存続に係る部隊増強の要請活動を展開すべきです。

(3) 公共交通体系について。

遠軽地区地域公共交通計画に基づき、遠軽町に合った利便性の高い持続可能な交通システムの構築を着実に進めるべきです。

(4) 石北線の存続について。

石北線の存続については、引き続き沿線自治体や期成会と協議しながら路線存続に向けて国、北海道及びJR北海道に強く要望すべきです。

(5) 国宝「白滝遺跡群出土品」について。

国宝「白滝遺跡群出土品」については、関係団体等と連携を図り、国内外への情報発信を強化すべきです。

保存・展示に当たっては、専門家からの助言をもらいながら、工夫を凝らしたものとし、研究者や観光客の誘致を図るため、専門的職員の増員など組織体制を強化し推進すべきです。

以上で、総務・文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員長（佐藤昇君） 一登壇一

令和6年第6回遠軽町議会定例会において承認を得ました民生常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告します。

次のページをお開き願います。

民生常任委員会の所管事務調査の報告に当たっては、主な内容について一部要約して読み上げて報告といたします。

第1項の社会福祉に関する事項として、（1）高齢者世帯等の支援について。

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図るべきです。また、社会情勢等の変化により、生活必需品等の物価上昇などもあり、高齢者世帯の生活困窮に対する支援を図るべきです。さらに、国や道の動向を鑑み、町独自の対策を追加または創設するなど、手厚い対応を図るべきです。

（2）高齢者の見守り体制の充実について。

孤立化による孤独死などは、地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援すべきです。

（3）障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について。

第7期遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者及び障がい者世帯それぞれの状況に応じた各種支援を推進すべきです。

（4）社会福祉事業者との連携について。

社会福祉事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密にするとともに、事業者に対する支援を講じるべきです。また、介護の担い手不足についても取組を強化すべきです。

第2項の介護保険に関する事項として、介護保険制度について。

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、事業の推進を図るべきです。特に認知症患者やその家族の生活を支えるため、関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきです。

また、制度の対象とならない介護を必要とする者もいることから、制度拡充の要望及び地域の団体やボランティアが活動できる仕組みをつくるなど、地域に合った多様なニーズに応えられるよう、関係団体等と協議を進めるべきです。

第3項の保健衛生に関する事項として、地域医療体制について。

安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実が最も重要であることから、継続して医師確保に努めるべきです。また、安定した地域医療の提供や確保のため、国や道と連携し、引き続き支援を行うべきです。

第4項の環境衛生に関する事項として、（1）生活排水対策について。

生活排水処理基本計画の実施に当たっては、さらに計画内容の住民周知に努めるとともに、効果的な生活排水処理対策に取り組むべきです。

（2）空家等対策の推進について。

特定空家をはじめとする空家等の対策の推進に当たっては、遠軽町空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画に基づき、総合的に推進すべきです。

第5項の住民生活に関する事項として、（1）交通安全対策の推進について。

交通量の増加や変化があることから、交通事故防止に向け、カーブミラーや生活安全灯などの交通安全施設の整備並びに交通安全指導員の安定的な確保を関係機関と連携し実施すべきです。

（2）安全・安心のまちづくりについて。

遠軽町安全安心まちづくり条例の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための見守り活動等に関する施策を積極的に講じるべきです。

第6項の子育て支援に関する事項について。

子育て環境については、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づくとともに、子ども・子育て会議とよく協議し、今後もきめ細やかな事業を実施していくべきです。また、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない対応などを進めるため、改正児童福祉法に基づくこども家庭センターを設置し、一体的な支援体制の強化を実施していくべきです。

以上で、民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

阿部経済常任委員長。

○経済常任委員長（阿部君枝君） 一登壇一

令和6年第6回遠軽町議会定例会において承認を得ました経済常任委員会所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了しましたので、遠軽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

次のページをお開き願います。

経済常任委員会の所管事務調査の報告に当たっては、主な内容について読み上げて報告といたします。

第1項の農業及び林業に関する事項について、（1）農業について。

国際情勢等の影響により、肥料、飼料、燃料等の価格が高騰し続けている中、農畜産業の振興と安定経営のために関係団体と連携するとともに、担い手対策や鳥獣被害対策も含め、引き続き各種支援を講ずるべきです。

（2）林業については、御一読願います。

第2項の商工業及び観光産業に関する事項について、（1）商工業について。

関係団体と連携協議を継続し、商工業振興の推進を図るとともに、地場産品を活用した商品開発、企業の振興育成に努めるべきです。また、商店街の活性化を引き続き推進し、新規起業支援を図るため、空き店舗等の活用を含めた政策を推進すべきです。

（2）観光産業について。

町の玄関口「遠軽 森のオホーツク」を中心に、日本最古の国宝である白滝遺跡群出土品を含む地域観光資源の特色を生かし、観光振興を図り、国内外からの観光客入込増加と地域経済の活性化を図るべきです。

第3項の消費及び劳政に関する事項については、御一読願います。

第4項の道路及び河川に関する事項について、（1）道路について。

道路改良、道路維持については、地域住民の意見を把握するとともに、併せて橋梁についても引き続き長寿命化計画に基づき推進すべきです。

（2）河川について。

災害時における被害を最小限にとどめるために、日常的なパトロールや小河川の土砂及び流木等の処理を計画的に実施すべきです。

第5項の公営住宅及び建築に関する事項については、御一読願います。

第6項都市計画に関する事項について。

都市計画マスタープランに基づき、関係機関と連携を図り計画を推進すべきです。また、中心市街地活性化を図るため、駅前広場の開発については、公共交通機関の拠点として利便性の高い開発となるよう協議を進めるべきです。

第7項公共下水道事業に関する事項として、（1）公共下水道の経営について。

施設の適切な維持管理と環境整備に努め、計画的な財政運営、事業運営を進めるべきです。

（2）下水道処理区域について。

下水道処理区域内での効率性を高めるために、普及促進を推進すべきです。

（3）下水道処理区域外地域については、御一読願います。

第8項水道事業に関する事項について。

（1）水道事業の経営について。

遠軽町水道ビジョンに基づき、計画的な財政運営、事業運営を進めるべきです。

（2）は、御一読願います。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（杉本信一君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

---

#### ◎日程第45 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（杉本信一君） 日程第45 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長から申出があります。

お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（杉本信一君） 町長より発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（佐々木修一君） 一登壇一

令和7年第4回遠軽町議会定例会の閉会に先立ちまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

令和3年10月に4期目の町長に就任させていただいてから、間もなく4年を迎えようとしており、9月28日には町長・町議会議員選挙が控えております。今任期中、議場で皆様とお会いすることは、恐らく本日は最後になるのではないかと存じますので、この機会に、この間の議員の皆様の御協力に対し、心からお礼を申し上げますとともに、町民の福祉と遠軽町発展のために注がれた皆様の御尽力に、深く敬意を表する次第であります。

この4年間、町民がお互いに意識を共有できる一体感を醸成するとともに「元気あふれるまちづくり」「愛情あふれるまちづくり」「未来につなぐまちづくり」「みんなで創るまちづくり」「自衛隊駐屯地と共に発展するまちづくり」を政策の柱として、町政運営に全てを捧げる覚悟を持って、全身全霊で取り組んできたところでありますが、新庁舎の建設や防災対策、子育て支援、経済対策や地域振興など、議員の皆様をはじめとする町民の皆様の絶大なる御支援、御協力、御指導によりまして進めることができ、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、さまざまな対策の実践に御理解と御協力をいただきましたことにも、改めて深く感謝を申し上げます。

さて、皆様の中には、今期限りで御勇退される方がいらっしゃると聞き及んでおります。御勇退されます方には、これまで長きにわたり本町の振興発展に御尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

また、町議会議員選挙に立候補を予定されております皆様におかれましては、当選を果たされ、引き続き御活躍いただきますよう、御健闘を心から御祈念申し上げるところでございます。

私も町長選挙への立候補を表明しておりますが、再びこの場で皆様とお会いし、「永遠に輝く遠軽町」の建設に向け、将来にわたり健全な財政運営を確保しながら、町の持続・発展のために頑張ってまいる決意をしているところでございます。

終わりに、この4年間の議員の皆様の御指導、御協力に対しまして、改めて心から感謝を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

---

#### ◎議長挨拶

○議長（杉本信一君）　－登壇－

それでは、私からも一言御挨拶をさせていただきます。

この4年間、本当にあつという間でございました。議長に就かせていただいて本会議を運営していくに当たり、本当に皆様に御満足をいただけた議長であったかどうかは、いささか自分としても疑問でございます。本当に皆様の御協力と御支援をいただきながら何とか乗り切ったこの4年間だったというふうに思っております。

《令和7年9月10日》

特に印象に残るのは、先ほど秋元議会運営委員長からもありましたけれども、やはりこの議会報告会の問題は本当に強烈でした。一部の方々からかなりの叱責を受けながら、しかも長い期間、あれほどまでにやられるとは私も想像だにしていなかったというふうに思います。

ただ、心残りなのは、先ほどどなたかの意見にもありましたように、やはり議会報告会をせっかく開いても、その出席者が偏ってしまい、また、人数も7人、6人とだんだん減っていくという状況の中で、しかも、地域に行って白滝、丸瀬布、生田原、安国とお邪魔をさせていただきながらも、ゼロのところもあったり、やはりこれはなかなか厳しい状況だと、思うようにいかないものだなというものはつくづく感じたところであります。

私ももう一度町議選に立候補させていただきますけれども、ぜひとも議員になれた暁には、もう一度この議会報告会の在り方をしっかり見直して、やはり議会が人を待つのではないか表に出ていく、そのような報告会をつくり上げられたら少し改善されるのではないかというふうに思っている次第であります。

行政側の皆様にも本当にいろいろお世話になりました。御協力をいただきまして、甚だ薄っぺらい議長ではありましたけれども、皆様の御協力でここまで来られたことに心より感謝を申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

4年間ありがとうございました。（拍手）

---

### ◎閉会宣言

○議長（杉本信一君） それでは、会議を閉じます。

以上で、令和7年第4回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前11時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 松本信一

署名議員 

署名議員 黒坂實行